

大通達甲（刑企）第11号
令和元年5月31日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

生活安全部各課・室長
刑事部各課・所長
交通部各課・隊長 殿
警備部各課・隊長
各警察署長

刑 事 部 長

録音・録画記録媒体の保管・管理について（通達）

取調べ又は弁解録取の状況を録音・録画した記録媒体の原本及びその複製物（以下「録音・録画記録媒体」という。）の保管・管理については、「録音・録画記録の保管・管理について」（平成28年9月30日付け大通達甲（刑企）第16号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、この度、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）の施行により取調べの録音・録画制度が導入されることなどに伴い、新たに「取調べの録音・録画について」（令和元年5月31日付け大通達甲（刑）第10号。以下「本部長通達」という。）が発出されたところである。

これを受け、作成される録音・録画記録媒体の適正な取扱いが引き続き求められることから、本部長通達5の規定に基づき、録音・録画記録媒体の保管・管理について下記のとおり定め、令和元年6月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

記

1 組織的な保管・管理の原則

録音・録画記録媒体は、滅失し、毀損し、変質し、又は散逸することのないよう、定められた方法により適切かつ組織的に管理し、個人でこれを保管しないこと。

2 保管・管理体制の確立

(1) 総括保管・管理責任者

ア 警察本部に総括保管・管理責任者を置き、刑事部刑事企画課長をもって充てる。

イ 総括保管・管理責任者は、録音・録画記録媒体の総括的な保管・管理を行う。

(2) 保管・管理責任者

ア 警察署に保管・管理責任者を置き、警察署長をもって充てる。

イ 保管・管理責任者は、所属における録音・録画記録媒体の保管・管理を行う。

(3) 取扱責任者

ア 警察本部及び警察署に取扱責任者を置き、警察本部にあつては刑事部刑事企画課課長補佐（取調べ指導担当）を、警察署にあつては警部以上の階級にある警察官の中か

ら保管・管理責任者が指定するものをもって充てる。

イ 取扱責任者は、総括保管・管理責任者又は保管・管理責任者を補佐し、録音・録画記録媒体の保管・管理を行う。

(4) 取扱補助者

ア 警察本部及び警察署に取扱補助者を置き、警察本部にあつては刑事部刑事企画課取調べ指導係長を、警察署にあつては取扱責任者が指定する者をもって充てる。

イ 取扱補助者は、取扱責任者の命を受け、録音・録画記録媒体の保管・管理を補助する。

3 保管設備

録音・録画記録媒体を取り扱う所属に保管設備を設置するものとし、保管設備については、施錠設備がある保管庫等とする。

4 録音・録画記録媒体の送致

録音・録画記録媒体のうち、検察官に送致するものについては、一切編集することなく保管し、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定に基づき送致すること。

5 録音・録画記録媒体の保管期間

録音・録画記録媒体（検察官に送致するものを除く。）の保管期間は、作成した時から捜査の終結その他の理由により保管の必要がなくなった時までとする。ただし、特に必要と認める場合は、当該期間を超えて保管することができる。

6 録音・録画記録媒体の廃棄

録音・録画記録媒体を廃棄する場合には、その内容が復元できないよう裁断、その他の方法により行うこと。

(刑事企画課取調べ指導係)